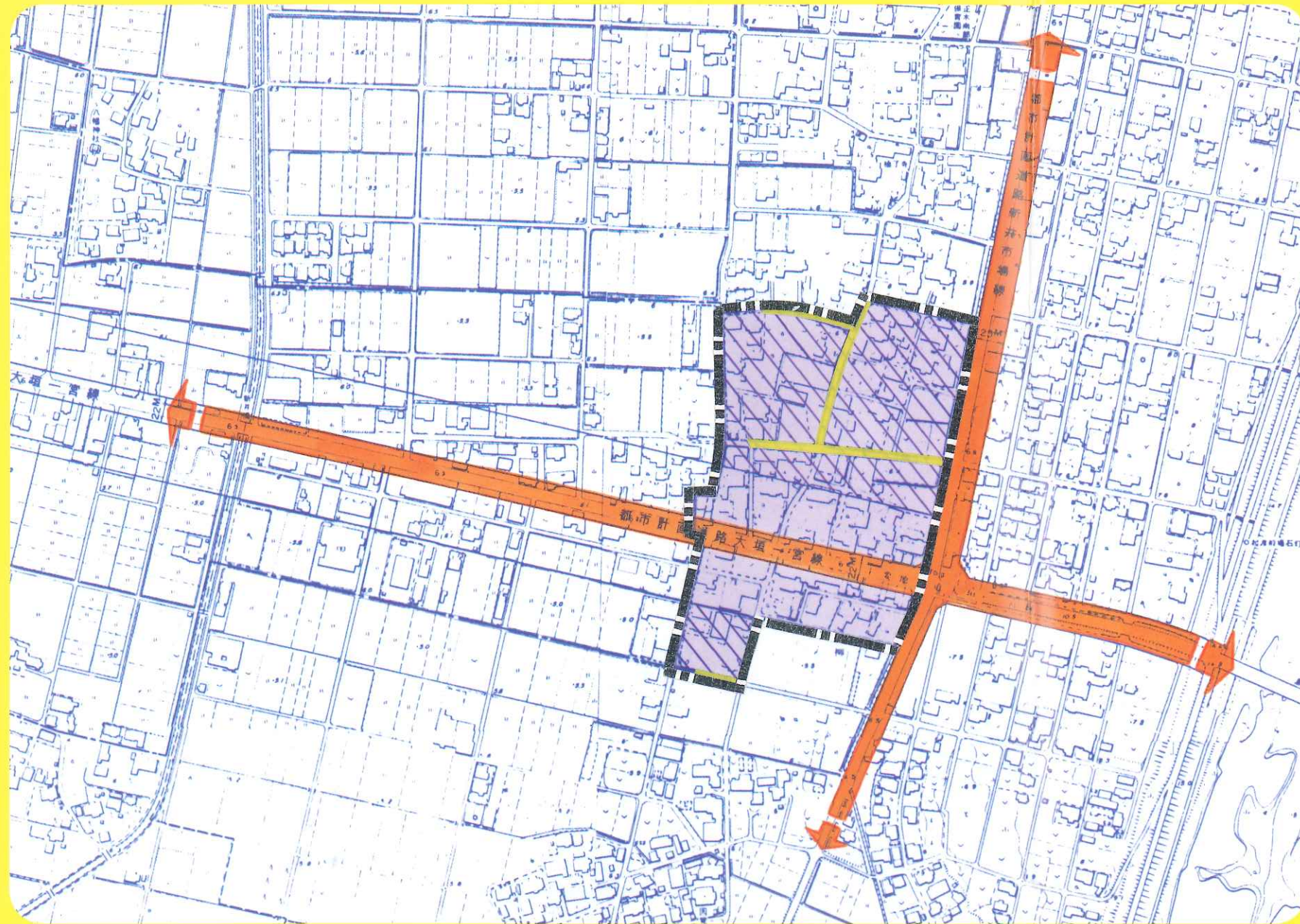


— 私たちのまち “正木南部地区” に展開されるまちづくり —



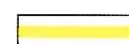
● 凡例

■ 土地利用

 A地区（準工業地域）

 B地区（準工業地域）

■ 地区施設（道路）

 区画道路（6m）

 都市計画道路

■ 建築物

 用途の制限

 高さの制限（10m）

● 地区施設（道路）の配置

区画道路は、図のように配置します。〔幅員6m〕

● 建築物の用途

次の建築物は、建築できません。

《A地区》

- ・ホテル、旅館
- ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの
- ・劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- ・自動車車庫（床面積 $\geq 300\text{m}^2$ 、3階以上の部分にあるもの）
- ・倉庫業を営む倉庫
- ・危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの
- ・キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの
- ・個室付き浴場業に係る公衆浴場
- ・原動機を使用する工場（作業場床面積 $> 200\text{m}^2$ ）
〔自動車修理工場（作業場床面積 $\leq 300\text{m}^2$ ）、機織、裁縫、ねん糸、編物の事業を営む工場（羽島市特別用途地区建築条例第3条に掲げる用途に供する建築物）は除く。〕
- ・風俗営業及び風俗関連営業施設

《B地区》

- ・ホテル、旅館
- ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの
- ・劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- ・キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの
- ・個室付き浴場業に係る公衆浴場
- ・危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの
- ・原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 150m^2 を超えるもの〔自動車修理工場は除く。〕及び日刊新聞の印刷所
- ・風俗営業及び風俗関連営業施設

● 建築物の高さ

《A地区》

- ・高さの最高限度を「10m」とします。